

旅館業の開業を検討されている方へ



令和8年8月1日から、**建築基準法に適合していることを示す書類が必要になります**

「住宅」と比べて「ホテル・旅館」は不特定多数の就寝が伴う利用形態であるため、安全性の観点から規定が厳しくなります。

新たに建物を建てて営業する場合

建築確認済証



既存建築物の全部又は一部を用途変更して営業する場合

用途変更する床面積が200m²以下の場合

建築基準関係規定に適合している旨の
建築士による証明書※

用途変更する床面積が200m²を超える場合

用途変更に係る
建築確認済証

※用途変更の例……戸建て住宅で旅館を営業する／共同住宅の数部屋で簡易宿所を営業する 等

※証明書は任意様式です。証明者の建築士番号や証明する建物を特定できる情報を記載してください。



建築基準法についてのご相談
(建築確認済証、証明書記載
事項)は建築行政課へお問
合ください。

浜松市 建築行政課

〒430-8652
浜松市中央区元城町103-2
TEL : 053-457-2472

浜松市保健所 生活衛生課

中央区(三方原地区を除く)
〒432-8550 浜松市中央区鴨江2-11-2
TEL : 053-453-6112

浜松市保健所 浜北支所

中央区の一部(三方原地区)、浜名区、天竜区
〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢3000
TEL : 053-585-1398